

平成 28 年 3 月 16 日

容器包装リサイクル制度の見直しに関する意見

全 国 市 長 会

廃棄物処理対策特別委員会委員長

稲城市長 高 橋 勝 浩

容器包装リサイクル制度の見直しについては、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において審議が行われ、本年度内を目途に報告書案を取りまとめる方向が示されたところである。

本会では、本年 2 月 25 日付で意見を提出したところであるが、本日晒された「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」について、都市自治体として、なお考慮を要する内容が含まれると考えられることから、改めて、下記のとおり意見を申し述べる。

記

1 市町村と特定事業者の役割分担・費用負担等について

市町村においては分別収集・選別保管に係る経費負担が財政を圧迫しており、将来的には分別収集・選別保管をやめざるを得ない状況が発生する可能性も危惧される。

しかし、最終処分場残容量の逼迫、容器包装リサイクル制度が定着している現状を鑑みれば、引き続き分別収集・選別保管を実施していくことは重要であると考えられる。

については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すべきである。

特に、都市自治体の収集運搬・選別保管等に係る費用負担の軽減を図るべきである。

2 合理化拠出金の在り方について

現在の拠出金の算出方法では、現に要した費用と想定費用との差がほとんど発生しないことが予想され、インセンティブとしての意義が薄いと考えられることから、制度の再活性化のため、配分方法だけでなく、算出方法も検討すべきである。

3 一般廃棄物会計基準の簡素化について

一般廃棄物会計基準については、現行のままでは都市自治体の決算との乖離が生じ、都市自治体の経費の明確化にはつながらない。

同基準を実効性あるものとするためには、都市自治体の既存の会計処理方法と関連したものとすることや、簡素化について十分検討する必要がある。

4 プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方について

指定収集袋については、容器包装リサイクルの対象外であるが、ベール品質に影響のない収集袋については、品質評価において弾力的に取り扱えるよう検討すべきである。

また、製品プラスチックを容器包装プラスチックと一緒に処理することや、容器包装プラスチックを分別せずに排出できるようにすることについて、検討することが必要である。

5 分別排出について

分別収集及び再商品化については、市民の協力が不可欠であるため、わかりやすい識別表示への改善を検討すべきである。

6 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組について

レジ袋の無料配布の廃止については、消費者の利用が増加しているドラッグストア業界やコンビニエンスストア業界に向け、更なる協力依頼を図るべきである。

7 店頭回収等の活用による収集ルートが多様化について

小売事業者の店頭回収については、自主的活動・企業努力に依存することのないよう、店頭回収を実施する小売事業者に対して、優良事業者認定、資源回収ルートの確保、店頭回収ボックス設置への国の支援等の促進策を講じるべきである。

8 リユース・容器の規格統一の推進について

プラスチック製容器包装、紙製容器包装の利用が増加している現状に鑑み、リユースびんの更なる利用促進に向けて、事業者に対するインセンティブの拡大及び消費者への啓発が必要である。

また、分別収集・再商品化に資するよう、容器の規格統一化について検討すべきである。

以上、全国市長会としての意見を申し上げたが、今後の検討に当たっては、制度設計を行った国において実態を把握・検証した上で、改めて持続可能な制度となるよう、引き続き検討を行うべきである。